

---

---

豊橋田原ごみ処理施設  
整備・運営事業  
対面的対話結果

---

---

令和4年2月28日

豊橋市

対面的対話における確認事項回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	入札説明書	4	第2章	6		事業期間等	粗大ごみ処理施設を2期工事で建設する場合、2期工事期間中の田原市の粗大ごみは田原市内で破碎・選別処理するのでしょうか。或いは、資源化センターに持ち込み、西棟内で破碎・選別処理するのでしょうか。	2期工事期間中の田原市の粗大ごみは田原市内で破碎・選別し、可燃残渣を新ごみ焼却処理施設に搬入します。なお、田原市から搬入される粗大ごみは、不燃物等は事前選別等により除去されることから、大部分が可燃物となります。
2	要求水準書	17	第2	1	(2)	エ(オ) m 法定資格者の配置	「本施設の設計・建設業務期間中に必要な次の資格者は、運営事業者」に所属する資格者を配置する。」に関し設計・建設業務期間中においては建設事業者」に所属する資格者の配置をお認め頂くことの質問に対し、「運営時においても、運営開始後しばらくは当該担当として運営業務に携わる場合には、提案を可とします。」とご回答いただきましたが、ご回答の趣旨は資格者の所属に関わらず、同一人物の資格者が建設期間中から一貫して配置されていることが貴市のご想定であると理解してよろしいでしょうか。	運営時に運営事業者」に配置されること、関係法令の遵守を前提に、設計・建設時に運営事業者」の立場に立って対応が可能であれば、設計・建設時の所属については、提案を可とします。
3	要求水準書	39	第2	1	(6)	ス 試運転(キ)	「試運転における負荷運転開始後、全量ごみ処理を行う。具体的な開始時期は、市と建設事業者と協議により決定する」とありますが、試運転の中でいつから全量ごみ処理を開始するかは協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、市としては可能な限り早期に全量処理を開始することを期待しています。
4	要求水準書	50	第2	1	(9)	表2-30 リサイクル施設の引渡性能試験方法 作業環境中粉じん濃度	手選別室は居室扱いとなっており、保証条件が0.15mg/m <sup>3</sup> となっております。なお、手選別室ではごみの選別を行なうため、粉じんが発生する作業場と考えます。そのため遵守すべき保証条件は、作業所の粉じん濃度保証条件である1.37mg/m <sup>3</sup> 以下と考えてよいでしょうか。	作業員の労働作業環境として問題ないことを条件に、お見込みのとおりです。
5	要求水準書	150	第2	5	(1)	電気設備	既存施設(西工場棟)への電力供給に関して、2期工事期間中に供給する電力量及び内訳(粗大ごみ処理設備、剪定枝処理設備等)をご教示ください。	「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問に対する回答/2要求水準書に関する質問に対する回答」の質問No.96の回答を参照してください。
6	要求水準書	150	第2	5	(1)	ア (イ)既存特別高圧受変電所	既存特別高圧受変電所の建屋(杭・基礎)流用をお認め頂いておりますが、既存特別高圧受変電所の荷重条件をご提示頂けないでしょうか。基礎設計の検討書等を元に、新たに設置する変圧器等の荷重面で設置可否の検討に用います。	要求水準書添付資料27の図面1 東工場棟S53、S54図のP485に示す外構詳細図(7)特高受電廻り以外に提示できる資料はありません。
7	要求水準書	154	第2	5	(1)	オ (ア)低圧動力主幹盤(プラント・建築)、(イ)照明主幹盤	主要機器に記載の非常用切替器は、非常用発電機が低圧の場合に設置するため、必要に応じて設置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	要求水準書	171	第2	6	(1)	ア (ア)工事範囲	「p地中障害撤去(確認された場合で、市と協議の上、撤去となった場合。)」とありますが、撤去を行った場合、それに係る費用および工期は別途協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	通常予見することができない地中障害物の場合には、お見込みのとおりです。
9	要求水準書	171	第2	6	(1)	ア (ア)工事範囲	「p地中障害撤去(確認された場合で、市と協議の上、撤去となった場合。)」とありますが、撤去を行わずとも、事業者の現状での施設計画に変更を行う必要が生じた場合、それに係る費用および工期は別途協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	通常予見することができない地中障害物の場合には、お見込みのとおりです。
10	要求水準書	209	第2	7	(5)	キ (キ)地下水調査	「地下水調査は、土壌汚染が確認された場合の区域指定解除のために行う」とありますが、現状、土壌汚染の状況が不明なため、区域指定解除のための工事計画が困難です。区域指定解除に係る費用および工期は別途協議と考えてよろしいでしょうか。また、市として、区域指定解除は必須と考えていますか。	地下水調査については、「要求水準書表2-72地下水調査の計画数量」を超える調査が発生した場合には、協議を行います。また、区域指定解除を行う場合、それに係る費用、工期についても、協議を行います。周辺への影響等を考慮し、区域指定解除することを基本と考えていますが、状況により判断します。
11	要求水準書	224	第2	8	(2)	ウ表2-89 接地極を近隣に移設	既設工場で採用している接地工事の様子は銅板接地の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話における確認事項回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
12	要求水準書 添付資料	—	—	—	—	添付資料1 事業工程(想定)	貴市所掌の別途発注工事工程(添付資料1及び下記参照)が記載されておりますが、万が一別途発注工事工程が記載されている工程より遅延し、事業者所掌工事の着工時期が遅れた場合は、竣工時期も見直し頂けると考えて宜しいでしょうか。 ・西工場棟進入退出動線改修等 : 令和5年 3月まで ・布貯留ヤード移設等 : 令和5年 7月まで ・西工場棟内設備改修等 : 令和10年 3月まで	別途発注工事工程が記載されている工程より遅延し、本工事に影響を与える恐れがある場合には、対応について協議を行います。 なお、別途発注工事の工程は、現時点の予定であり、確定しているものではありません。そのため、不測の事態が生じた場合には、事業者も本工事への影響を極力抑えるよう協力してください。
13	要求水準書 添付資料	—	—	—	—	添付資料8 屋外施設・ケーブル・配管	工事番号110の記載によると、除鉄装置はろ材取替のみが本工事所掌と見られます。ろ材交換以降の除鉄装置のメンテナンスは貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。装置の現在の状態や余寿命等が確認できないため、貴市の業務範囲としていただくことが妥当と考えます。 なお、事業者の範囲とする場合には、メンテナンス計画のご提示や、建設期間の機器更新を指定する等、見積条件の統一をしていただきますようお願いいたします。	除鉄ろ過装置の改修は、ろ材の取替えではなくろ過装置本体及び付属の配管弁類の取替えとなります。改修後のメンテナンスについては、引渡し時点の検査で正常な動作を確認できることを条件に、市が行います。 なお、除鉄ろ過装置の交換範囲は、ろ過装置のタンク本体及び周辺の配管類等一式を想定しています。
14	要求水準書 添付資料	—	—	—	—	添付資料12 年度別計画搬入量 (リサイクル施設)	早期にリサイクル施設を引き渡した場合、令和14年3月16日以前から不燃ごみ・粗大ごみ等の処理が可能となります。つきましては令和9年度～令和12年度の計画搬入量をご指示いただけますでしょうか。	別途提示します。
15	落札者決定基準	—	—	—	—	—	環境負荷を低減する環境にやさしい施設という施設整備の基本方針に基づき、本施設から排出される焼却灰を外部で資源化する場合には、その運搬及び資源化(灰の焼成処理等)に伴い排出されるCO <sub>2</sub> も評価の俎上に加えることが基本方針の趣旨に沿った考え方と考えます。したがって、焼却方式の場合は灰を資源化するまで、熔融方式の場合はスラグ・メタルにするまでのCO <sub>2</sub> の合計をご提出することによろしいでしょうか。	様式集にしたがって提出してください。
16	様式集	—	—	—	—	様式第15-2-2(別紙1)	添付資料12では、破碎残渣として9,511t/年とありますが、一方で、表2ごみ焼却施設の搬入量のうち、破碎残渣(粗大ごみ処理施設以外から搬入)として3,323t/年とあります。3,323t/年の取り扱いをご教授下さい。	「破碎残渣」の内訳は、リサイクル施設で事前選別された可燃物及び粗大ごみ処理施設の破碎残渣となります。このうち、粗大ごみ処理施設の破碎残渣の量は提案を可とします。 なお、今回再度精査を行ったことにより、ごみ量の内訳等が修正となります。搬入量の詳細は、別途提示する修正後の「添付資料12 年度別計画搬入量(修正)」及び「様式第15号-2-2(別紙1)年間物質収支(令和14年度)(修正)」、今回新規で提示する「追加資料8全体処理フロー」を参照ください。 なお、別途提示する資料に関して疑義等が生じた場合には、本内容に限り追加での質問を可とします。質問がある場合は、令和4年3月4日(金)16時までに事務局までご連絡ください。回答は、全入札参加者に対して速やかに行います。
17	様式集	—	—	—	—	様式第15号-2-1(別紙)、 様式第15号-3-1(別紙1)	シャフト炉式ガス化熔融炉を採用し、金属類をスラグ・メタルとして回収する提案をすることで、ごみ焼却施設の計画処理量は増加します。一方、ごみ中のプラスチック割合は減少します。この事項に伴う下記様式の修正をお認め頂けないでしょうか。 ・様式15号-2-1(別紙)の年間ごみ処理量及びごみの組成 ・様式15号-3-1(別紙)のごみ焼却施設搬入ごみ量	提案を可とします。

対面的対話における確認事項回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
18	運営業務委託契約書(案)	5	—	—	—	第10条第1項 一括再委託等の 禁止	<p>以下の理由から、第10条第1項は運営事業者から構成企業への委託には適用しないこととしていただけますでしょうか。これに伴い、運営事業者から構成企業への当該委託に関する業務履行責任の担保のため、第10条第2項の「業務の一部を第三者(中略)に委託し、又は請け負わせようとするときは、」を「業務の全部又は一部を第三者(中略)に委託し、又は請け負わせようとするときは、」に変更させていただきますでしょうか。</p> <p>第1回質問で「受託者(運営事業者)以外の者は第三者に該当しますので、構成企業への委託も本条項は適用となります。」と回答をいただいておりますが、DBOやその他のPFI案件では、特別目的会社から運営業務の全部について、運営業務を担う構成企業へ再委託する場合も多く見られます。当該全部委託は、民間事業者の会社経営と公共事業運営とのリスク遮断等を目的とした民間事業者の創意工夫として一般的に行われておりますが、当該全部委託の前提として、入札段階には運営業務を担う構成企業の委託能力についても審査がなされております。本事業の入札においても同様にご審査いただくため、当該全部委託による運営業務の不履行等の懸念は生じにくいものと思料致します。なお、内閣府「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」(72ページ)や民間資金等活用事業推進委員会「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」(平成22年3月30日版)第37条第1項等に示される方針としても、上記の取扱いが前提となっているものと思料致します。</p>	質問回答(第1回)のとおりであり、原文のとおりとします。運営業務を担う構成企業(代表企業、構成員等)に対し、各企業が担う役割に係る業務の再委託は認めますが、運営業務の全部を一括して再委託することは認めません。
19	運営業務委託契約書(案)	12	—	—	—	第36条第1項 ごみ質	<p>「処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運営業務委託料(変動費の処理単価の見直しを含む。)の変更、その他費用の負担を請求することはできない。」とあります。本記載ではごみ質の出現確率(ごみのばらつき)を加味することが出来ず、適切に用役費を見込むことが出来ません。見積の条件となるごみ質の出現確率は、電力収支の条件として示されている図-ごみ質出現確率(様式15号-3-1(別紙1))に基づくものとし、運営時にごみ質が当該図の出現確率から乖離した場合は協議の上、精算いただけませんかでしょうか。</p> <p>なお具体的な精算方法に関しては、別途協議させて下さい。</p>	運営業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、法令変更等を踏まえ収集区分の変更等により、著しく計画ごみ質から乖離が生じた場合には、協議を行います。
20	運営業務委託契約書	25	—	—	—	別紙2 提案された余剰電 力量の達成状況 の確認に係る協 議方法(第21条)	<p>提案売電電力量を算出する「提案したごみ1t当たりの売電電力量」とは、どのように規定されるのでしょうか。</p> <p>様式第15号-3-1で提出する電力収支及び発電効率を基にされると思われませんが、具体的な計算方法をご提示いただけないでしょうか。</p>	運営業務委託契約書別紙2に記載のとおり、設計・建設期間中の変更内容を踏まえ、必要に応じて修正された様式第15号-3-1をもとに算出することになります。
21	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	8	—	—	—	1入札説明書に 関する質問に対 する回答 No.55	<p>施設の引渡が令和14年3月15日以前に設定した場合でも事業終了時期は令和30年3月31日までの金額を計上するとありました。リサイクル施設を早期に運営開始することで、貴市にも下記のメリットがあると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西工場棟にある粗大ごみ処理設備の改造費用の削減</li> <li>・粗大ごみの破碎残渣の西工場棟から新ごみ焼却施設への搬送費用を削減</li> </ul> <p>入札事業者の間で引渡時期に差がある場合は、これらの価格差につきましても、非価格評価の中で加味して頂けないでしょうか。</p>	落札者決定基準及び様式集にしたがって提案してください。

対面的対話における確認事項回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
22	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	10	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.2	準備工事で移設する設備についての試運転は、建設事業者の所掌との回答を頂きましたが、準備工事で移設する既存納品設備(計量機や行政端末設備等)の確認すべき事項等が、事業者側では把握できません。加えて、移設前の時点で、満足すべき性能を確保できているか判断できません。従って、試運転所掌は貴市として頂くよう、再考頂けないでしょうか。もしくは事業者側で試運転を行った場合においても、性能保証は負わないことにさせて頂けないでしょうか。	事業者が行う試運転に際しては、市が立会うことは可能です。また、市は引渡し時点の検査で正常な動作を確認します。なお、引渡し後の性能保証に関しては、市がメンテナンスを行います。
23	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	10	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.2	第1回質問回答の2で「試運転は、建設事業者の所掌にて実施するもの」とします。なお、建設事業者は、合わせて市職員に対し教育訓練を実施するもの」と回答いただいています。  試運転実施および貴市職員への教育訓練実施後の、これらの運転操作は貴市にて行っていただくと考えてよろしいでしょうか。特に仮設計量機はその撤去まで運転操作いただくと考えてよろしいでしょうか。また、既存の設備を移転及び改修したものは貴市にてメンテナンスしていただいただけと考えてよろしいでしょうか。 なお、メンテナンスを事業者の範囲とさせる場合は、既存設備のメンテナンス実績及び今後のメンテナンス計画のご提示をお願いします。	教育訓練実施後の運転操作は、仮設計量機を含め市で対応します。既存設備の移設・改修後のメンテナンスについては、引渡し時点の検査で正常な動作を確認できることを条件に、市が行います。
24	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	16	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.46	第1回質問回答の46で「試運転は、建設事業者の所掌にて実施するもの」とします。なお、建設事業者は、併せて市職員に対し、教育訓練を実施するもの」とご回答いただいています。  ここにおける建設業者が行う試運転とは、設備の機能や操作性に問題がないことの確認を示すものとし、貴市職員への教育訓練を実施後は貴市にて対応をしていただいただけと考えてよろしいでしょうか。なお、その試運転期間は実質的な本計量業務および本受入れ業務が始まる前の数日間程度を想定しています。金銭授受が発生する計量業務や、持込者への対応等は竣工後も貴市業務範囲であることから妥当と考えます。	建設事業者が行う試運転については、お見込みのとおりです。教育訓練実施後の運転操作は市で対応します。個別設備の試運転期間は、落札者と協議を行います。その後の運営を円滑に行うために必要な期間とします。
25	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	16	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.47	第1回質問回答の47で「要求水準書に記載した条件を踏まえた試運転計画をご提案ください。ただし、全量ごみ処理が原則となります。」とご回答いただいています。  例えば試運転調整状況や、その他予期せぬ事態等によりごみピットでの受入れが困難となった場合は、搬入量の調整をしていただけないでしょうか。また、東工場のプラットホーム等のごみピット以外の場内他箇所での一時仮置きとすることなどもお認めいただけないでしょうか。	試運転期間中に予期せぬ事態が発生した場合は、その対応について協議を行います。
26	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	19	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.65	「プラットホームへの入退出時にプラットホーム出入口扉への衝突防止を目的として設置する自動開閉式バーとお考えください。」と回答頂きましたが、補足資料のイメージで宜しいでしょうか。その場合、本設備は既設工場にも設置されておらず、故障等に伴う渋滞要因にもなりえると考えます。上記の理由により、本設備の設置は不要として頂けないでしょうか。	想定外車両、ダンピング又はテールゲートを閉め忘れた車両がプラットホーム入退場時に出入口扉及び出入口扉上部建屋等に衝突することがないように対策をしてください。
27	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	21	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.83	第1回質問回答の83で「排水量の内訳及び性状については提示できる資料がありません。」とご回答いただいています。 これらについては、事業者が想定した条件にて設備等を計画するものし、実態と条件が異なる場合には影響する範囲について、費用や工期などを別途協議いただいただけと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話における確認事項回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
28	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	21	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.80	「新焼却施設稼働後の西工場棟での使用水量は、150m <sup>3</sup> 程度を想定しています。」と回答を頂きましたが、1日当たりの使用水量でしょうか。ごみ処理施設が停止し、粗大ごみ処理施設及び剪定枝処理施設のみ稼働に伴う使用水量とすると、過大と考えますが、再確認頂けないでしょうか。また粗大ごみ処理施設及び剪定枝処理施設の各々で使用する水量を御提示頂けないでしょうか。	使用量については、お見込みのとおりです。使用水量の内訳は提示できませんが、想定している主な用途は以下のとおりです。 ・雑用水(清掃用、散水用等) ・機器冷却水(空気圧縮機、油圧装置等) ・建築設備補給水(消火栓、スプリンクラー等) なお、上記の使用量は、西工場棟にて粗大ごみ処理施設を稼働させた場合の条件です。事業者の提案内容を踏まえ、使用量を想定し、提案することも可としますが、これにより不具合等が生じた場合には、事業者の責任で対応するものとします。
29	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	23	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.92	市単独施設のプラットフォーム及びヤードに関して、オープンスペースが望ましい範囲とシャッターやエアカーテン等の設置が必要な範囲について、貴市のお考えをご確認させてください。	受入選別ヤードは、要求水準書P140(3)イ(ア)のとおり、屋根付きオープンスペースとしてください。また、スプリング入りマットレス等解体ヤードは、要求水準書P147(3)オ(ウ)のとおり、受入選別ヤードに隣接させるため、受入選別ヤードと同様に、屋根付きオープンスペースとすることを可とします。 エアカーテンは、要求水準書P139(3)ア(イ)のとおり、プラットフォーム出入口扉に設置してください。
30	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	33	—	—	—	2要求水準書に関する質問に対する回答 No.165	「添付資料32は参考として示しているものであり、当該資料と実際が異なる場合に直ちに精算するものではなく、著しく異なる場合には協議を行います。」と回答を頂きましたが、事業者側も現場説明会等により説明頂いた内容で分かる範囲は追加で計上しますが、既設工場の細部までは把握できていないため、限界があると考えます。 提示物量の変動や工法変更に伴う単価の変動により、金額の乖離が5%以上生じた場合、精算をお認め頂く等の、精算の基準を決めて頂けないでしょうか。	発生する事象毎に状況が異なることから、現時点で精算の基準等をお示しすることは困難なため、「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問に対する回答/2要求水準書に関する質問に対する回答」の質問No.165の回答のとおりとします。

## 別途配付資料について

### ○ 別途配付資料

#### ・ 別途提示資料

対面的対話結果及び第2回質問回答の中で別途提示すると回答した資料は、以下のとおりです。

#### 別 途 提 示 資 料 目 次

##### < 対面的対話 >

追加資料 8	全体処理フロー（令和14年度）
—	添付資料12 年度別計画搬入量（修正）
—	様式第15号-2-2（別紙1） 年間物質収支（令和14年度）（修正）

##### < 第2回質問回答 >

—	様式第14号（別紙1） 入札価格参考資料 （豊橋田原ごみ処理施設設計・建設業務に係る対価）（修正）
—	様式第15号-2-1（別紙） 二酸化炭素排出量（修正）
—	様式第16号-1-1（別紙1） 事業収支計画（修正）

### ○ 配付手続き

#### ・ 配付期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月4日（金）まで

#### ・ 配付方法

別途提示資料は、本質問回答書とは別途各入札参加者に電子メールにて配付します。別途提示資料の配付を希望する者は、入札説明書(P.20「第5章1(13)事務局」)記載の事務局に電話にて連絡をお願いします。